

下関市上下水道局有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市上下水道局（以下「局」という。）の自主財源の確保によるお客さまサービスの向上及び地域経済の活性化に資するため、局の所有する資産（以下「広告媒体」という。）に有料広告（以下「広告」という。）を掲載し、又は掲出する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載できる広告媒体の種類は、次のとおりとする。

- (1) 局が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 公用車
- (3) その他下関市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

(広告の内容)

第3条 広告媒体に掲載し、又は掲出する広告の内容は、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上を図るものを基本原則とする。

2 管理者は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その掲載を行わないものとする。

- (1) 公共の福祉を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 特定の政党及び政治団体並びにこれらの後援団体並びに個人の選挙運動及び政治活動に関するもの
- (4) 特定の宗教、宗教的意図又は宗教活動に関するもの
- (5) 投機心又は射幸心を著しくあおる表現のもの
- (6) 関係法令等に違反するもの
- (7) その他管理者が適当でないと認めるもの

3 局の品性を害するものでなければ、商品や販売等の広告であってもこれを掲載することができる。

(広告の規格及び広告掲載料等)

第4条 広告の規格、掲載位置及び広告掲載料等は、広告媒体ごとに別に定め

る。

(申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、管理者の定めるところにより、掲載の申込みをしなければならない。

(審査及び決定)

第6条 前条の申込みがあったときは、第3条の規定に基づき、管理者が広告の掲載の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告媒体に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、管理者が指定する期日までに、別に定める広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(2) その他管理者が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第9条 既に納付された広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、この限りではない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、広告掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、局に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

3 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(庶務)

第11条 広告掲載に関する庶務は、総務課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載又は掲出に関し必要な事

項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の下関市上下水道局有料広告掲載取扱要綱の規定によりなされた申込みについては、なお従前の例による。